

あぐりぽうと

特集号

～次代を担う認定農家の声～

経営のスペシャリストを目指す農業者、これが「認定農業者」です
今回は実際に頑張っている農業者の声をお届けします



認定農業者

綱木裕一さん

ミニトマト

新規就農者の期間を経て、認定農業者となりました。単一の作物で農業を成り立たせることは非常に難しいと感じています。冬期も保存可能な品目の導入など、通年農業への取り組みが課題となっています。

私は個人事業主ではありませんが、経営者であることへの責任を強く感じています。近年は作物の販売価格の下落に加えて、資材の高騰など経営に大きな影響が出ていますが、そんな中でも、時代に即した販売方法の確保に取り組むなどの努力は継続していかなければならないと考えています。

今後は、『法人化』も視野に入れ、プロの農業者になることを目標に営農を続けていきます。



山本 喜代宏さん
りんご・桃

りんご・桃の栽培を中心に経営をしてきました。手間のかかる摘花・摘果や防除、剪定は近隣の農家と共同で作業することで効率化を図っています。

農業人口の減少が進む中で、認定農業者が受けられる公的な支援は、農業経営の効率化や生産性の向上に大きく貢献していると感じています。また、社会保険や労働保険への加入など労働条件を整えることが、若者が農業に参入するために最小限必要な条件だと思います。市が行う果樹サポーター制度を活用した研修も、後継者のいない果樹園の承継問題などの課題解決にもつながると思います。将来は果樹産地としての知名度アップやブランド化を進めていきたいと思っています。

20歳で就農した当時は施設栽培のいちご農家が少なく、農業研修での経験を活かして周年栽培に取り組みました。認定農業者になつてこれまで、補助金は活用しませんでした。補助金の申請を待つては農作業のスケジュールに影響が出るため、ほとんど活用しませんでした。

しかし、近年の異常気象や予期せぬ災害に対してのリスク管理、環境に配慮した農業など、これまでのやり方では対応が難しい部分もありますので、認定農業者制度のメリットを活かして必要な投資を行つていきたいと思っています。

将来は制度を活用して自身の農業経営の安定と地域農業の担い手として、持続可能な農業を営むことで地域貢献していきたいと思っています。



沢田 賢市さん
水稲・いちご



兔澤 弘樹さん
水稲・きゅうり

先輩農家から「認定農業者になつてみては？」と勧められて認定を受けましたが、将来にわたり地域農業を維持していくことの責任を感じています。

認定農業者に大切なのは5年間の営農計画を立て、その目標に向かって経験や技術を積み重ねていくことだと思います。また、勉強会やセミナーなどの農業情報を多く得られ、自分に合ったセミナーなどに参加できる機会が増えるのも大きな魅力です。

きゅうり農家は、初期投資が少なく若い人でも参入しやすい反面、規模拡大が難しい作物でもあります。将来ある若手たちがきゅうりの栽培をベースに創意工夫でプラスの収益を上げられるよう、指導していきたいと思っています。

実家が農業を営んでいて、就農することについては抵抗なく決めることができました。一度は都会に出て仕事を始めましたが、地元の自然の豊かさや人の優しさに、改めて素晴らしさを実感しています。

農業を始めた頃から認定農業者になることを目標にしています。さまざまな補助制度を利用させてもらい、金銭的な負担も少なく収益の向上にもつながりました。また、農業は自分で時間をコントロールできて、家事や育児、家族との時間を大切にすることができます。

今後は、女性農業者という目線を活かし、食べ物を作る尊さや、自然と触れ合うことの大切さを子どもたちへ伝えていきたいと思っています。



柳沢 幸子さん
水稲・花き



兔澤 富登志さん
 水稻・そば

はじめは家族経営でしたが、経営規模の拡大に伴い、法人化しました。

行政の農業支援を受けるためには『認定農業者制度』の活用は必須でした。

制度のメリットのひとつは、経営所得安定対策交付金を『農業経営基盤強化準備金』として一定期間積立することができることで、設備投資の貴重な財源となりました。

今後も規模拡大をめざしていくことが一つの目標ですが、そのためには、ほ場の集約・集積が必要不可欠と考えています。地域としても基盤整備事業などの活用も視野に、若い人たちが農業に参入しやすい環境を整えていくことが必要だと感じています。

■認定農業者になるメリット

区分	事業名	支援内容
経営所得安定対策	・畑作物の直接支払交付金(ケタ) ・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナシ)	・大豆、そば等のコスト割れの補填 ・米、大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金	・長期低利融資(施設・機械の取得、長期運転資金等) ・貸付当初5年間の金利負担軽減(人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者)
税制	農業経営基盤強化準備金制度	・経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入

あなたも認定農業者をめざしてみませんか？

認定農業者制度の詳細については市ホームページ(下記QRコード)より確認できます。



認定農業者になるための流れ

農業経営改善計画の作成
 5年後の目標と達成のための計画



市へ申請・その後審査
 審査には概ね1～3ヶ月を要します



市が認定
 市の基本構想(目標所得380万円)に沿った実現可能な計画であること

～農業者向けの支援制度～

果樹サポーター育成講習会

果樹産地を支える「作業サポーター」の育成講座を開催します。鹿角を代表する農産物である「北限の桃」と「鹿角りんご」の栽培を学び、果樹農家を支え、果物を育てる喜びを体験してみませんか。

対象者：鹿角市または小坂町在住の方で、心身ともに健康な方

募集人数：10名程度

受講期間：令和5年4月～令和6年2月
(平日開催で全10回程度)

会場：かづの果樹センター

参加料：無料

果樹経営承継補助金

廃園農地の発生防止と、果樹の生産面積の維持・拡大、果樹農家の確保を図るため、樹木付きの樹園地を第三者が購入や賃貸して継承する場合に補助します。

＜補助額＞

①新規取組者：10aあたり10万円(上限50万円)

②増反取組者：10aあたり5万円(上限25万円)

問 鹿角市農業振興課
ブランド作物推進班 電話 30-0243

米価の下落・コロナ禍の収入減少に
収入保険で備えましょう



安心のネットワーク **NOSAI** 秋田県農業共済組合 随時相談受付中

問 秋田県農業共済組合
北鹿支所 電話 23-7401

〔鹿角市からの保険料の助成があります！〕
加入から3年間(令和8年度まで)保険料の助成があります。
助成額は保険料の1年目1/2、2年目1/3、3年目1/4です。ただし上限額は50,000円です。

令和5年度 農業近代化資金



- ・ハウスを新設して生産を拡大したい
- ・農機具を更新して作業効率を上げたい
- ・畜舎を増築して飼養頭数を増やしたいなど…

農業経営の資金はJAかづのにお任せください!

ご予約は令和5年3月31日まで

＜お問合せ先＞

八幡平支所 32-2178 花輪支所 23-2159 十和田支所 35-2072
金融課 22-2007 推進課 22-2003 柴平プラザ 23-4521
スマイルプラザ 22-2010

ポイント①
JAバンク利子補給で最長5年間実質負担金利 **0%**

ポイント②
保証料助成により保証料実質負担

保証料助成は令和5年3月31日までご予約された方で、令和5年4月1日～令和6年3月31日まで貸付できる方が対象となります。

詳しい条件はお近くの窓口へご相談ください。

金利イメージ

実質金利
2.05%

県利子補給
(1.25%)利用で
0.8%

さらにJAバンク
利子補給の併用で
0%

令和5年1月19日時点。基準金利及び利子補給率は問い合わせください。

上記金利は借入当初5年間のものです。6年目以降は県利子補給後の金利が適用されます。

発行者 鹿角市農業農村支援機構(かづのアグリポートセンター)

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1(鹿角市役所農業振興課内) 電話 30-0276 FAX30-1515 メール agri@city.kazuno.lg.jp